

区 分 投票区等名	(イ)選挙当日の有権者数			投 票 人 員									左 の う ち		備 考
	男	女	計	普通投票又は期日前投票			不 在 者 投 票			(ロ) 計			仮 投 票	不受理又は拒否と決定した在外投票及び不在者投票	
				男	女	計	男	女	計	男	女	計			
岡崎 投票区	1,388	1,425	2,813	379	405	784	3	2	5	382	407	789	0	0	
霞台 投票区	1,376	1,306	2,682	438	432	870	0	4	4	438	436	874	0	0	
中央 投票区	2,242	2,290	4,532	699	758	1,457	5	1	6	704	759	1,463	0	0	
中郷 投票区	873	835	1,708	236	236	472	2	1	3	238	237	475	0	0	
上郷 投票区	1,116	1,147	2,263	318	296	614	6	1	7	324	297	621	0	0	
曙 投票区	969	1,106	2,075	321	348	669	3	0	3	324	348	672	0	0	
若栗 投票区	1,698	1,696	3,394	527	510	1,037	1	1	2	528	511	1,039	0	0	
本郷 投票区	2,376	2,405	4,781	839	830	1,669	0	0	0	839	830	1,669	0	0	
二区 投票区	2,757	2,684	5,441	825	814	1,639	1	5	6	826	819	1,645	0	0	
実穀 投票区	1,231	1,304	2,535	422	407	829	3	2	5	425	409	834	0	0	
吉原 投票区	579	547	1,126	164	125	289	1	0	1	165	125	290	0	0	
福田 投票区	184	191	375	65	54	119	0	0	0	65	54	119	0	0	
君島 投票区	268	279	547	118	107	225	0	2	2	118	109	227	0	0	
埴 投票区	335	356	691	159	137	296	0	2	2	159	139	298	0	0	
飯倉二区 投票区	223	228	451	89	81	170	0	0	0	89	81	170	0	0	
島津 投票区	1,388	1,454	2,842	452	441	893	1	3	4	453	444	897	0	0	
掛馬 投票区	262	270	532	116	110	226	0	0	0	116	110	226	0	0	

①投票区 計	19,265	19,523	38,788	6,167	6,091	12,258	26	24	50	6,193	6,115	12,308	0	0
②期日前投票所 計				1,839	2,014	3,853				1,839	2,014	3,853	0	
①+②	19,265	19,523	38,788	8,006	8,105	16,111	26	24	50	8,032	8,129	16,161	0	0

(ハ)平成29年8月9日現在の登録人数			(ニ)無資格人員			無 資 格 人 員 の 内 訳						(ホ)補正登録をした者			投 票 率			
男	女	計	男	女	計	抹 消 人 員			表 示 人 員			男	女	計	男	女	計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%
19,556	19,754	39,310	294	238	532	53	32	85	241	206	447	0	0	0	41.69	41.64	41.66	

- 備 考
- 1 普通投票又は期日前投票の欄の普通投票に係る人員数は、期日前投票及び不在者投票人員の重複計上を防ぐため、入場券の枚数、選挙人名簿の認印数、到着番号簿による人員及び投票用紙の残枚数との突合をしたものを記載すること。
  - 2 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで表示すること。
  - 3 (ハ)の欄には、選挙期日の直近の定時登録又は選挙時登録の人員を記載すること。ただし、当該定時登録又は選挙時登録後、確定判決により登録された者がある場合は、これを含めて記載すること。
  - 4 無資格人員の欄には、期日前投票をした後無資格となった者を含めないこと。
  - 5 抹消人員の欄には、上記3の登録以後に抹消した人員を記載すること。
  - 6 (イ)=(ハ)-(ニ)+(ホ)となること。
  - 7 備考の欄には、法第37条第7項の規定により投票区を指定する場合にあっては指定投票区、指定関係投票区の別を記載すること。
  - 8 転出等による表示者は無資格人員に含むこと。ただし、そのうち引き続き証明又は住民基本台帳ネットワークによる確認を経て投票を行った者は、無資格人員には含めないこと。